

市川町商工会ニュース

令和7年5月14日発行

生産性向上を目指す皆様へ

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者が今後複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。

区分	製品・サービス高付加価値化枠 ※1	グローバル枠 ※2
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業 1/2、小規模・再生 2/3	中小企業 1/2、小規模 2/3
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

※1 革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等

※2 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等

※ 大幅な賃上げに取り組む事業者のみならずには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみならずには、補助率を2/3に引き上げます。

■申請受付期間：開始 令和7年7月1日（火） 締切 令和7年7月25日（金）17時

■採択公表：令和7年10月下旬頃予定

■基本要件：中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、下記の4項目の事業計画に取り組むことを条件とします。

①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加（兵庫県の最低賃金年平均成長率3.2%）

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

■申請方法：申請は、電子申請でのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。

電子申請についてはGビズプライムアカウントを取得する必要がありますので、申請を検討される方は、早めの相談をお願いいたします。

※作成の代行はいたしませんのでご了承ください。

臨時休館のお知らせ

第65回通常総代会開催に伴い、下記の日程を臨時休館とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。

休館日：5月23日（金） 14時～17時半

事業所情報の変更について

会員事業所の登録内容が変更となりましたら商工会までお知らせいただきますようお願い申し上げます。（事業者名、代表者名、住所、登録電話番号等）

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺163-1 TEL: 0790-26-0099 FAX: 0790-26-0674



起業・第二創業を目指す方へ

起業家支援事業助成金

兵庫県内で起業・第二創業を目指す方々を応援します！（第二創業…現在の事業と日本標準産業分類の中分類（2桁分類）の異なる業種に属する事業分野に進出すること）

区分	要件
一般事業枠	① 県内に居住、または令和8年1月末日までに居住を予定している方 ② 令和6年4月1日から令和8年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業をした方、または予定している方
ふるさと枠	●令和6年4月1日から令和8年1月末日までに県外から兵庫県内へ住民票を移し、5年以上（令和13年1月末日まで）県内に居住し続ける意思を有する者で次のいずれかに該当する場合 ① 県内に活動拠点を置いて、令和6年4月1日から令和8年1月末日までに起業・第二創業をした方、または予定している方 ② 令和7年4月1日から令和8年1月末日までに、県外の事業所（本店）を県内に移転する方（本店の移転登記）
若者枠	●令和7年4月1日時点で30歳以下で下記の要件に該当する方 ① 県内に居住、または令和8年1月末日までに居住を予定している方 ② 令和6年4月1日から令和8年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業をした方、または予定をしている方
社会的事業枠 （※第二創業不可）	① 県内に居住、または令和8年1月末日までに居住を予定している方 ② 令和7年4月1日から令和8年1月末日までに県内に活動拠点を置いて社会的事業の起業をした方、または予定をしている方

区分	一般事業枠、若者枠、社会的事業枠		ふるさと枠	
	空き家を活用しない場合	空き家を活用する場合	空き家を活用しない場合	空き家を活用する場合
起業に要する経費	100万円以内	100万円以内	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	—	100万円以内	—	100万円以内
移住に要する経費	—	—	100万円以内	100万円以内
計	100万円以内	200万円以内	200万円以内	300万円以内

■申請受付期間：令和7年4月18日（金）～6月30日（月）16時

■採 択 公 表：令和7年9月下旬頃

■補助対象経費：事務所開設費、初度備品費、専門家経費、広告宣伝費、改修費、引越代、移住後の住居家賃等

■助 成 率：助成対象経費の2分の1以内

※助成金対象経費は、単価50万円（税抜き）未満のもの

■申 請 方 法：市川町商工会で事前相談し、アドバイスを受けたうえ、申請書を提出してください

起業・事業拡大を目指す方へ

スタートアップチャレンジ支援助成金

革新的なビジネス手法を用いて経済成長を牽引し、社会課題の解決を目指すスタートアップを応援します！

区分	要件
スタートアップの要件	次のいずれにも該当する方 ① 革新的なビジネス手法を用いて経済成長を牽引し、社会課題解決に取り組む事業であること ② バンチャーキャピタル等の投資家から資金調達をした実績または計画を有するなど急成長を目指す事業であること
起業時期・事業形態	令和7年4月1日時点で法人設立後5年以内の者または令和8年1月末日までに法人設立する予定の者
所在地	令和8年1月末日までに県内に活動拠点（本支店、営業所、コワーキング施設等）を置き、5年以上事業を営み続ける意思を有すること

区分	助成限度額	
	空き家を活用しない場合	空き家を活用する場合
起業・事業規模拡大に要する経費	200万円以内	200万円以内
研究開発に要する経費		
空き家活用に要する経費	—	100万円以内
計	200万円以内	300万円以内

■申請受付期間：令和7年4月18日（金）～6月30日（月）16時

■採 択 公 表：令和7年9月下旬頃

■補助対象経費：事務所開設費、備品費、専門家経費、広告宣伝費、旅費、研究開発に従事する人材の人件費、知的財産権取得に係る費用、研究開発に係る外注費・委託費、原材料費、改修費等

■助 成 率：助成対象経費の2分の1以内

※助成金対象経費は、単価50万円（税抜き）未満のもの

■申 請 方 法：市川町商工会で事前相談し、推薦書の発行を受け、申請者自身が申請書をメールで提出してください